

一般社団法人日本組織移植学会定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人日本組織移植学会と称する。
- 2 当法人は、英文名称を **Japanese Society of Tissue Transplantation** という。

(事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

- 第3条 当法人は、組織移植に関する教育、知識の交換、提携の場となり、医学的並びに社会的研究を行うことを通し、組織移植医療の進歩と普及に貢献することにより、国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 学術集会の開催
 - (2) 組織移植に関連した事項の調査及び研究
 - (3) 組織移植に関連した医療の質の評価と認定事業
 - (4) 関連機関との連携及び協力
 - (5) 東日本及び西日本組織移植ネットワーク事業の支援と相互間の調整
 - (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

- 第5条 当法人の会員は、次の2種とする。
- (1) 個人会員
組織移植の研究と実践に従事する者で、第3条の目的に賛同し
所定の会費を納めた者

(2) 賛助会員

第3条の目的及び当法人の主旨に賛同する組織又は団体で、
所定の賛助会費を納めた者

(入会)

第6条 前条の会員となろうとする者は、入会年度に係る会費を添えて入会
申込書を事務局に提出し、理事会の承認があったときに会員となる。

(会費)

第7条 会員は、総会で別に定める会費を納入し、もって当法人の経費を負担
しなければならない。

- 2 当法人は、既納の会費については、いかなる理由があってもこれを
返金しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において退会届を提出することにより、任意にいつで
も退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総評議員の半
数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の
決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会の議を経
て当該会員に除名の決議を行う総会の一週間前までに通知するとと
もに、総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、会員を除名したときは、当該会員にその旨を通知しなけれ
ばならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その
資格を喪失する。

- (1) 総評議員が同意したとき。
- (2) 2年間分以上の会費を滞納したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 当法人に評議員を置き、評議員をもって一般社団法人及び一般財団

法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- 2 個人会員のうち、次のすべてに該当する者は評議員となる資格を有する。
 - (1) 入会月から次項の理事会の月の前日までの期間が12ヶ月以上であること
 - (2) 会費を完納していること
 - (3) 組織移植に関する業績を有すること
 - (4) 理事からの推薦があること
- 3 前項の資格を有する者は、理事会の承認を受けたときに評議員となる。
- 4 第2項の規定に関わらず、次条第3号の事由によりその資格を喪失した者は、理事会の議を経て資格更新の承認を受けることができる。

（評議員の資格の喪失）

第12条 評議員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失したとき。
- (2) 正当な理由がなく連続して4回定時総会を欠席したとき。
- (3) 理事会において評議員と承認された日以後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会が終結したとき。

第5章 総会

（構成）

第13条 総会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) 会費に関する規則の制定、変更及び廃止
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

（開催）

第15条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長がこれに代わる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であつて、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6) 基本財産の処分

(7) 会費に関する規則の制定、変更及び廃止

(8) その他法令又は本定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(代理)

第 20 条 総会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該評議員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議・報告の省略)

第 21 条 理事又は評議員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合

において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、議事録を作成し、出席した理事より議長の指名する 2 名がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 6 章 役 員

(役員の設置)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 35 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長を 2 名置き、庶務担当理事及び財務担当理事を各 1 名置くものとする。なお、各理事の職務は次のとおりとする。
 - (1) 副理事長
理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (2) 庶務担当理事
事務局の業務を担当する。
 - (3) 財務担当理事
当法人の運営に関する財務を担当する。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって評議員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長、庶務担当理事及び財務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互

に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及び本定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、庶務担当理事及び財務担当理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第23条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

第 30 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、

当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における当法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 名誉職

(称号の授与)

第 31 条 当法人は、功労者に対し、理事会の承認を経ることにより、名誉職として、次の称号を与えることができる。

- (1) 名誉理事長
当法人の進歩及び発展に寄与した理事長経験者
 - (2) 名誉会員
当法人に多大な貢献をした個人
 - (3) 顧問
当法人の進歩及び発展への卓越した寄与が期待される有識者
- 2 前項各号の名誉職者は、理事会にて選任し、理事長が委嘱する。
- 3 名誉職者は、当法人に対して、理事長及び理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。
- 4 名誉職者は、無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第 32 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、庶務担当理事及び財務担当理事の選定及び解職
- (4) 名誉理事長、名誉会員、学術集会会長、次期学術集会会長及び顧問の選任及び解任

- (5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (6) 委員会に関する事項の決定
- (7) 規則の制定、変更及び廃止（ただし、会費に関する規則を除く。）
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

（開催）

- 第 34 条 通常理事会は、一事業年度に 2 回、6 か月毎に開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、当該請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事から、一般法人法第 100 条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、当該請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、当該請求をした監事が招集したとき。

（招集）

- 第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

- 第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこ

れに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、議事録を作成し、理事長及び監事が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 1 0 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 41 条 理事会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 9 章 学術集会

(学術集会)

第 42 条 当法人は、毎事業年度に一回、定期学術集会を開催する。

2 学術集会の会務は、次に掲げる者をもって運営する。

(1) 学術集会会長 1 名

(2) 次期学術集会会長 1 名

3 学術集会会長には、次期学術集会会長であった者が、理事会及び総会の承認を経て、学術集会が終了した日の翌日をもって就任する。

4 次期学術集会会長は、理事会の決議によって理事の中から選任し、総会の承認を受け、学術集会が終了した日の翌日をもって就任する。

5 学術集会会長は、学術集会を開催するとともに、その会務を統括し、

次期学術集会会長は、学術集会会長を補佐する。

- 6 学術集会会長及び次期学術集会会長の任期は、翌事業年度に開催される学術集会が終了する日までとし、再任はできない。

(発表者)

第 43 条 学術集会における発表者は、当法人の会員でなければならない。

第 10 章 委員会

(委員会)

第 44 条 当法人には、理事会の決議によって、当法人の事業を遂行するために必要な委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 委員会幹事

(3) 委員

(4) その他理事会が必要と認めた者

- 3 委員長は、理事経験者の中から理事会の決議によって定め、理事長が委嘱する。

- 4 委員会幹事は、委員長の職務遂行を補助するため、理事若しくは評議員の中から委員長の推薦により理事長が選任する。

- 5 委員は、個人会員の中から委員長の推薦により理事長が選任する。

- 6 委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して5回再任することはできない。

- 7 委員会幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 8 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 9 委員会の目的、任務、組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

第 45 条 当法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号ないし第5号の書類については、承認を受けなければ

ならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第47条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第49条 当法人は、総会の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第50条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報により掲載する方法による。

第14章 附則

(最初の事業年度)

第53条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年

6月30日までとする。

(設立時の役員等)

第54条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	木下茂
設立時理事	青木大
設立時理事	芦刈淳太郎
設立時理事	伊藤壽記
設立時理事	井上玄
設立時理事	上山昌史
設立時理事	奥寺敬
設立時理事	小野稔
設立時理事	剣持敬
設立時理事	光嶋勲
設立時理事	後藤昌史
設立時理事	後藤満一
設立時理事	齋藤大蔵
設立時理事	佐々木淳一
設立時理事	嶋津岳士
設立時理事	外園千恵
設立時理事	田中秀治
設立時理事	田村純人
設立時理事	西田幸二
設立時理事	蜂谷裕道
設立時理事	福嶋教偉
設立時理事	堀裕一
設立時理事	本村昇
設立時理事	横田裕行
設立時理事	渡邊和誉
設立時代表理事	木下茂
設立時監事	占部憲
設立時監事	中谷武嗣

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第55条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所

設立時社員 木下茂

住 所

設立時社員 蜂谷裕道

(法人化に伴う資格等の移行)

第 56 条 当法人の成立の日の前日に人格のない社団である日本組織移植学会（以下、「任意団体」という。）の評議員であった者は、当法人の評議員となるべき資格を有する。

2 当法人の成立の日の前日に任意団体の会員であった者は、当法人の会員となる。

3 当法人の成立の日の前日に任意団体により認定された認定医であった者は、当法人の認定医となる。

4 当法人の成立の日の前日に任意団体により認定された認定コーディネーターであった者は、当法人の認定コーディネーターとなる。

5 当法人の成立の日の前日に任意団体により認定された組織バンクは、当法人の認定組織バンクとなる。

6 第 3 項及び第 4 項の認定資格の有効期間については別に定める。

(任意団体の会費未納者の扱い)

第 57 条 前条の規定に関わらず、任意団体の会費未納者は未納の会費を当法人に納めるまで、当法人の評議員となる資格を停止する。

(法人化に伴う学術集会会長、次期学術集会会長の地位の移行)

第 58 条 当法人の設立当初の学術集会会長及び次期学術集会会長には、それぞれ当法人が成立した日の前日に任意団体の学術集会会長及び次期学術集会会長であった者をもって選任する。

(法令の準拠)

第 59 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令、理事会及び総会で定める各種規則に従う。

以上、一般社団法人日本組織移植学会設立のため、設立時社員木下茂外 1 名の定款作成代理人石田健悟は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和 3 年 3 月 3 日

令和 4 年 8 月 6 日改定

令和 4 年 11 月 18 日改定

令和 5 年 8 月 26 日改定

令和 6 年 8 月 17 日改定